

「令和6年能登半島地震に係る管内監督指導・パトロール用
レンタカーの借上げ」

入 札 説 明 書

令和6年6月26日

石川労働局

入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 「令和6年能登半島地震に係る管内監督指導・パトロール用レンタカーの借上げ」
- (2) 仕様 別添「仕様書」のとおり
- (3) 納入場所 別添「仕様書」のとおり

2 入札方法

- (1) 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
- (2) 入札金額は、「仕様書」で示す役務の提供に要する費用の総価を見積もるものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、予定価格の範囲内で総価の最低価格にて判定する。

なお、入札書に記載された総価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、応札する事業者が消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札参加者は、この入札説明書、別添仕様書等（以下「契約条件」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該契約条件について疑義がある場合は、令和6年7月10日（水）正午まで、関係職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後、契約条件についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

3 入札保証金及び契約保証金

免除する。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級が「B、C又はD」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地区の競争参加資格を有する者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険
- ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
- ③船員保険
- ④国民年金
- ⑤労働者災害補償保険
- ⑥雇用保険

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

(8) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管法令違反により、行政処分等を受けていないこと。

5 入札説明会

説明会は開催しない。

6 入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する場合は、令和6年7月10日(水)午後5時まで(必着)に次の書類を提出しなければならない。

なお、提出された証明書は、石川労働局において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した書類を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

- ① 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)における「資格審査結果通知書」の写し
- ② 様式3の電子調達案件の紙入札方法での参加について(紙入札による参加者のみ)
- ③ 様式4の入札参加に係る申請・証明書
- ④ 様式5の証明書(予決令第70条、71条関係)
- ⑤ 様式6の保険料納付に係る申立書
- ⑥ 様式7の誓約書(暴力団等に該当しない旨)
- ⑦ 様式8の指名停止等に関する申出書

※上記様式の提出は事業者の決定であること。また、契約関係書類に虚偽記載等の不正が発生した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

7 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、上記6の日時まで申し出ること。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和6年7月11日(木) 午前10時00分

(電子調達システムに定める手続きに従い、指定された期限までに入札書を提出すること。なお、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到達しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。)

(2) 紙により入札を行う場合

①入札書の提出期限

令和6年7月11日(木) 午前10時00分

②入札の場所、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階 石川労働局総務部総務課会計第2係 担当 今井 TEL 076-265-4420 E-mail 17kaikei@mhlw.go.jp
--

② 入札書の提出方法

入札書は「様式1」の様式にて作成の上封筒に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 石川労働局総務部長と記載）及び「令和6年能登半島地震に係る管内監督指導・パトロール用レンタカーの借上げ」入札書在中と記載しなければならない。

なお、入札書を郵送により提出する際は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札件名等前記のことを記載し、支出負担行為担当宛てで提出しなければならない。

電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。

一旦、提出した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった時は、当該者の入札は無効とする。

③ 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(ア) 必要事項の記載がない入札書。

(イ) 内容が判然としない入札書。

(ウ) 入札金額を加除訂正した入札書。

(エ) 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に妨害したと認められる者の入札書。

(オ) 当該入札に対する同一人による2以上の入札書。

(カ) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書。

(キ) その他入札に関する条件に違反した入札書。

(4) 入札の延期又は取りやめ

入札者が相関連し又は不穏な挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められる時は、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札をする場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

なお、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、開札時までには様式2による委任状を提出しなければならない。

③ 入札者は、予決令第71条第1項の規定に該当するものを入札代理人とすることはできない。

④ 入札参加者又は代理人等は、本件調達に係る入札について、他の入札参加者の代理人を兼ねることができない。

8 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和6年7月11日（木）午前10時05分

場所：金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階 会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合は、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札参加者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又は代理人等が立ち会わない場合は、本件入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

② 入札（開札）会場には、入札参加者又は代理人等、入札執行事務に関係のある職員以外の者は入場できない。開札時においても同様とする。

③ 入札参加者又は代理人等は、開札場に入場する時は、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示または提出しなければならない。

④ 入札参加者又は代理人等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると

認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札参加者又は代理人等の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がない時は、再度の入札を行うものとする。再度の入札に参加出来る者は、最初の入札に参加した者に限ることとし、再度入札は原則2回を超えないものとする。

電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

9 落札者の決定

- (1) 公告又は公示などにより示される契約内容が確実に履行できると支出負担行為担当官が認めた者であって、予定価格の範囲内で有効な入札書を提出した者の中から、公告又は公示などに定める落札者の決定方法により、落札者を決定する。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある時は、くじにより落札者を決定する。なお、入札参加者又は代理人等が直接くじを引けない時、くじを引かない者がある時は、本件入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。
- (3) 落札者が決定した時は、入札者にその氏名（法人の場合はその名称）、金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知により通知するとともに、電子調達システム及び当局ホームページにて落札結果を公表する。

10 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定した時は、別途契約書を作成し契約を締結する。
- (2) 落札者は支出負担行為担当官から交付された契約書に記名捺印し、落札決定の通知をした日から起算して10日以内（期間内に行政機関の休日に関する法律第1条に規定する日に当たる日がある時はこれを算入しない。）に、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (3) 契約条項は別添「契約書（案）」のとおり。

11 電子調達システム利用について

電子調達システムを利用するためには、環境の準備、電子証明書の取得、政府調達（GEPS）への利用者登録が必要である。詳細については、以下 URL を確認のこと。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ ヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル）・ 政府電子調達（GEPS）URL
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/ |
|---|

1.2 再委託

- (1) 契約業者は、委託業務の全部を第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 契約業者は、再委託する場合には、別添契約条項に定めるとおり、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。
ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) その他詳細は、別添契約書条項に定めるとおりとする。

1.3 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（G E P Sの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

1.4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札参加者又は代理人等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退する時は、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ①入札執行前には、入札辞退届（任意様式）を支出負担行為担当官に直接持参、又は郵送（入札執行前までに到達するものに限る）して行う。
 - ②入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
- (4) 落札者は、**速やかに落札金額の詳細な内訳書を書面により提出**すること。
- (5) 入札関係書類の受領通知送付先及び本件に関する照会先

本件入札に係る入札公告、入札説明書、仕様書等を当局ホームページからダウンロードした場合、別添「入札説明書受領通知書」を作成の上、必ず下記の宛先へFAX送信すること。なお、本件入札に係る入札公告、入札説明書、仕様書等に関する疑義照会は電話にて下記の宛先へ行うこと（平日開庁時間外及び土日祝日等閉庁日除く。）。

疑義照会の受付は、令和6年7月10日（水）正午までとし、当該期限までに疑義照会があった事項について、質問者及び各入札参加予定者に随時、回答を行うこととする。

石川労働局総務部総務課会計第2係 担当 今井 TEL 076-265-4420 E-mail 17kaikei@mhlw.go.jp

入札説明書受領通知書

【送信票】

石川労働局総務部総務課 会計第2係 行

E-mail 17kaikei@mhlw.go.jp

入札件名	令和6年能登半島地震に係る管内監督指導・パトロール用レンタカーの借上げ	
入札参加方法 (いずれかに○を付けて下さい)	電子調達システム	紙入札
入札説明書受領日	令和 年 月 日	
会社名		
担当者名		
担当者連絡先		
E-mail		
備考		

※ 入札説明書を当局ホームページからダウンロードされた方は、本票を作成の上、必ず上記宛先へ E-mail により送信してください。

※ 本票は、本件入札に関して石川労働局から連絡する必要がある場合のためのものです。

様式1

入 札 書

(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 殿

(入札者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

下記のとおり、会計法令、入札説明書等を承諾の上、入札します。

記

(件 名)

「令和6年能登半島地震に係る管内監督指導・パトロール用レンタカーの借上げ」

¥

※入札金額には、消費税及び地方消費税額は含まないこと

様式2

委任状

(元号) 年 月 日

支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 殿

(委任者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名
(受任者)
氏 名

今般、(代理人氏名) _____ を代理人に定め、下記案件の入札に関する一切の権限を委任します。

記

委任案件 「令和6年能登半島地震に係る管内監督指導・パトロール用レンタカーの借上げ」

様式3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

電子調達案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札案件名

「令和6年能登半島地震に係る管内監督指導・パトロール用レンタカーの借上げ」

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

・電子調達システム対応の環境が整っていないため

・その他

様式 4

入札参加に係る申請・証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札に参加することを申請します。
また、当社が落札した際は、石川労働局との契約に支障が生じないよう、貴殿が指定する内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

1. 調達案件名
「令和6年能登半島地震に係る管内監督指導・パトロール用レンタカーの借上げ」
2. 開札日 令和6年7月11日

(入札者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名

様式 5

令和 年 月 日

証 明 書

支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

本件入札に関して参加資格を有し、かつ予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないことを証明します。

【予算決算及び会計令】
一般競争参加者の資格

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 7 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第2項 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

様式6

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 殿

様式7

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

様式8

指名停止等に関する申出書

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
3. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 殿